

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 6月25日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 6月25日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
--------	---------	------	---------

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会議員政治倫理条例施行規程について
- (2) 町制50周年記念事業について
- (3) その他

開 会 14時45分

閉 会 16時11分

○委員長（喜々津英世委員）

それでは全員協議会のあとでお疲れと思いますけれども、定足数に達しておりますので議会運営委員会を開会いたします。本日は御案内をしておりましたように政治倫理条例施行規程、この前の議会運営委員会では基本的にはもう固まったつもりでおりますけれども、本来は全員協議会でもう一度確認をした上でというふうに思っておったんですが、ここでもう議会運営委員会としては最終確認ということで議員の皆さん方にはまた説明する機会をもちたいというふうに思っております。それに当たって、もう一度内容をこれでいいのかということについて確認をしながら、そういう作業を本日させていただきたいというふうに思っております。それでは事件番号1の長与町議会議員政治倫理条例施行規程についてということで、富永課長から説明をお願いいたします。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

お疲れ様です。本日クリップ留めで施行規程をお配りをしておると思います。それともう1部ホックス留めで倫理条例の逐条解説案というものをお付けしておりますので、こちらの四角囲みのところが条例の本文ということで、こちらの方も照らし合わせながら御確認をいただきたいと思います。施行規程の方にまいりますけども、まず第1条趣旨でございます。この規程は、長与町議会議員政治倫理条例（平成25年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。ということで施行規程の設置根拠の部分をお話しております。第2条にまいります。審査請求ということで、条例第6条の規定による審査請求は、政治倫理基準等違反審査請求書（様式第1号。「審査請求書」という。）によるものとする。それと2項で、審査請求書への記入は、審査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。というもので規定をしております。第6条の審査請求の方は、条例の方の2ページ目の下の方、第6条いわゆる審査請求の要件として、住民であれば議員選挙権を有する50人以上の者、議員にあっては2人以上の者の連署で、その代表者が議長に対して審査請求をするということでの請求するときの請求書の様式につきましても様式第1号ということでお示しをしております。1枚めくっていただいたところが様式第1号になりますが、第2条関係ということで、議長宛てに審査請求代表者が提出をする様式となっております。題目が倫理条例第6条第1項の規定に基づき次のとおり審査請求しますということで、審査請求対象議員と、違反したと認められる基準等が条例の何条何号に違反をしているということを入れていただいて、3つ目の審査請求の対象となる事由というところでその審査請求の具体的な内容を書いていただいて、その下に、1枚に5人分の署名欄を設けまして住民にあっては50人ですから、この様式が10枚以上で50人以上を満たすということで、署名欄とその上には上記審査請求について賛同し署名しますという文言と、署名に当たり、次の選挙権を有する者であることの選管への確認を求めることへの同意を記載をして、これをもって選管チェックに掛けられるという様式を作成しております。

署名欄の下にまいります、4項立てで説明書きをしております。確認欄は記入をしないでくださいと、ここは選管の確認欄ということで予定をしております。2つ目が、署名は議員の選挙権を有する町民に限りますということで限定をしております。3つ目で、署名欄は全て自書をしてくださいということと、審査請求代表者も署名欄への署名が必要だということにしております。これはあくまでも署名の代表者は署名した人の代表者という位置づけでございますので署名欄には当然入っていると、署名欄に入った人が代表者として名前が上に載るということになる形でございます。4つ目に審査請求には50人以上の署名が必要だと、ここはもう町民は議員はという限定をしております。もう条例の方で2人と50人ということになって、これは住民向けということで様式は準備をしているところでございます。本文に戻りますけれども、審査請求書の受理後の手続ということで第3条でございます。議長は、前条の規定による審査請求書を受領したときは、当該審査請求にかかる署名人が議員の選挙権を有する者であることについて、長与町選挙管理委員会に確認を求めるとするということで、第2条の審査請求書を議長が受理すれば、選管に確認を求めるという手続を規定をしております。こちらの方につきましては議運の中でも議論をしてみましたけれども、受理をしたときでございますので、形式的な要件がそろえば基本的には受理をするという流れで、受理すると同時に選管へのチェックをお願いするという流れになります。2項でございますけれども、議長は、当該審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下する。前項の確認により、条例第6条に規定する人数に満たなくなったときという部分につきましては、選管チェックで50人以下になってしまったとき、チェックによって人数に満たなくなったときということでございますので、住民であれば50未満になったときに却下になると。2号でございますが、条例第6条に規定する要件に該当しないときという部分でございますが、こちらの部分につきましては、条文でいきますと6条の2項の方で1年の期限を切っておりますので、これにはまらなかったとき、もしくは6条の本文にありますけれども、違反する疑いがある、これを証する書類という部分がございますが、この証する書類が疑いがあるという証明書類にはならないと認められたときあたりが、要件に該当しないという形になっていくかということで考えております。3号が記載事項に不備があるときということでございますが、記載事項は請求書の中に記載してあることの不備でございますので、想定されるのは署名欄に書いてある住所だったり名前だったり生年月日が選管の登録と一致しないとか、そういうものが出てきた場合が想定されるということで考えております。3条3項でございますが、議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求却下通知書（様式第2号）により審査請求代表者に通知をするということで様式第2号の方が先程の1号の裏になりますけれども、3条関係ということで議長名で審査請求代表者宛てに却下通知書を送付すると。何年何月何日付けの第6条1項の規定に基づく審査請求につきましては、次の理由により申請を却下しましたので、条例3条2項の規定に基づき中止をしますということで様

式を整理をさせていただいております。次が委員会の審査結果等の通知ということで、第4条でございますけれども、条例第9条第1項に規定する委員会の審査結果は、委員会審査結果報告書（様式第3号）によるものとする。2項が、条例第9条第2項に規定する対象議員への審査結果の通知は、委員会審査結果通知書（様式第4号）によるものとする。3項が、条例第9条第3項に規定する弁明申立は、前項の通知書受領日から7日以内に弁明申立書（様式第5号）により提出するものとする。ということになっております。一応、条例の第9条の方で御確認をいただきたいと思っておりますけれども、第9条1項が委員会が60日以内に審査を終えて、議長に対して審査結果を文書で報告するという部分が、これが様式第3号になりまして、特別委員会の委員長から議長宛てに結果報告書ということで様式を定めております。続きまして第2項が審査結果の通知ということで、こちらの方は議長から当該対象議員に対してこういう結果だったということを通知をする様式になります。こちらの方につきましてはいずれも特別委員会から議長宛てに出ました様式第3号、結果報告書を添付して通知するということを想定をしておるところです。この施行規程第4条第3項なんですけれども、第9条第3項に規定する弁明申立てというふうに書いてあるんですけども、第3項は弁明の申立てをすることができるかと書いておりますので、この弁明申立ての、弁明と申立ての間に、「の」を入れた方が条文とすれば正しいということで、こちらはちょっと気づきましたので訂正をさせていただきたいと思っております。1項、2項の部分はそのまま条例の本文を引っ張ってきてるんですけども、ここだけ弁明申立てという、「の」が入ってなかったもので、条例に合わせるということで「の」を挿入したいということで考えております。

続きまして対象議員及び議会の措置ということで第5条でございますけれども、これは条例でいきますと、条例の10条第2項に規定する公開の議場における陳謝は、長与町議会会議規則第113条の規定を準用する。ということで113条はこの間も御説明いたしましたけれども、陳謝文は議会が準備したものを朗読するという形になってまいります。第2項にまいります。条例第10条第3項に規定する代表者への通知は、審査結果通知書（様式第6号）によるものとし、措置の内容の公表は議会ホームページ及び議会だよりで行うということで、こちらが後ろから2枚目になりますけれども、議長から審査請求代表者宛てに特別委員会審査結果通知書ということで送付する様式を規定しております。この審査請求代表者宛ての文書の中にも審査結果については議会で議長報告するとともに、議会ホームページ及び議会だよりでも公表いたしますというものを代表者宛てにも通知をすると、お知らせをするということで準備をしております。説明会、第6条にまいりますけれども、条例第11条に規定する説明会の開催請求は、説明会開催請求書によるものとし、第2条並びに第3条の規定を準用する。このとき、「条例第6条」は「条例第11条」に「審査請求」は「開催請求」に「政治倫理基準等違反」は「説明会」にそれぞれ読み替えるとしております。これに対しての様式を準備しておりませんのは、様式第1号を読み替えていくということにしておりますので、この様式第

1号の読み替え規定をそれぞれ読み替えていただければ、そのままこの様式と同じもので使えるということで様式自体は準備しておりません。第6条第2項にまいります、議長は、前項の規定により説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要事項を開催予定日の14日前までに告示しなければならないということで、こちらの方につきましては第11条の請求による説明会、こちらの方の第1項は請求の手続きと、第2項では説明会を開催するとなったときの告示義務、こちらの方を規定をいたしております。次が説明会への補佐人の出席というところで、裏面にいきますけども、第7条、対象議員は補佐人を出席させるときは、補佐人出席届（様式第7号）により事前に議長に提出するものとするということで、こちらの方も第7号様式を準備をして、対象議員から議長宛てに補佐人出席届というものを提出するように様式を定めております。第8条が、この規定に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。ということで委任を謳っております。附則の方で、30年の何日からとまだ日にちは入っていないというところで、説明の方はこれで終わりたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的には、今までの委員会の中でずっと協議をしてきた内容の確認であります。ただいま第4条の第3項で、条例第9条第3項に規定する弁明の申立ては、ということで、「の」を入れるということにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

その他についてはもう従来からのとおりであります。他に何かありませんか。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

一応、これまでたたき上げた結果がこういう形になってるかと思っております。事務局の立場からも、いろいろよそのやつとかも参考にはさせていただいて見てはきたんですけども、ちょっと引っ掛かると言いますか、事務局の方でこれはというのが、委員長にもちょっと前にお話をしたんですけど、第2条2項の審査請求の60日以内でなければならないと住民に対して制限する部分ですね。このレベルが規定で制限していいのかなというのがちょっと引っ掛かるなと思う部分。それと最後の第7条で説明会への補佐人出席というのが、この流れをちょっと頭の中でシミュレーションといいますか、イメージしたときに、説明会のときだけ補佐人って出るのかなというのをちょっと思ったんですね。例えば特別委員会で、補佐人というのは弁護士とかがイメージされるということで話をしましたけども、説明会に限定されるのかな補佐人は、というのがちょっと。条文を作ってて思ったところでございます。私が個人的に引っ掛かった部分なんで、皆さんが決めたとおりで構わないんですけど、ずっとこう条文に関わってきて、どうかなと言うところが今申し上げた2点のところでございます。皆さんで決めていただければ

結構ですけども、事務局の立場でそこがちょっと引っ掛かると言いますか、どうかというふうに思ったところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、新たな部分で、60日以内の署名と補佐人の問題がありました。これは事務局とも話した経緯がありますけれども、例えば署名をだらだらだらだらやることによって、署名をした人がもう転出をしていなくなったとか、そういう可能性もあるわけですよ。そうすると、せっかく民意を示そうという町民のそれをないがしろにするものにも繋がる可能性がある。こういったものは、鉄は熱いうちにじゃないんですけども、やっぱりやかかったらすっと多分いく、使用料手数料問題のときもそうでしたけれども、署名活動というのはそういうものじゃないかなと思って、これでいいだろうということできっとしてきとる。それともう1点、補佐人の問題、これは条例の逐条解説の第7条第4項で委員会は審査のため必要があると認めるときは、対象議員及び関係者に資料の提出及び説明を求めることができると。補佐人というのが関係者というふうに、私はそれでもいいんじゃないかなと思ってそのまましておりました。あくまでもこの施行規程の最後の部分についての補佐人はあくまでも議会の措置に対する結果に異議があるという場合に対象議員の出席あるいは補佐人をつけると、こういうことを意味した施行規程のつくり方にしよう、流れとしてはそういうところですよ。それについて皆さん方の御意見をもう一度聞いて確認をしたいと思います。どなたからでも結構です。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

補佐人については、条例上に補佐人という表現がない限り規則に謳うのはおかしいんじゃないかと、解釈上は関係人という、それは委員長の考え方でしょうけども、それは捉え方がいろいろありますので、関係人なら関係人と謳えばいいわけで、補佐人というのが条例上ないのに規則で補佐人という表現は確かにおかしいかなという感じはします。それと2条の60日以内というのはここでは要らないんじゃないんですか。条例上60日が謳ってあるわけですので、敢えてここに、条例のような表現をして謳う必要まであるのかなという感じはします。

○委員長（喜々津英世委員）

今、岩永委員の方から御提案がありましたけれども、ここで暫時休憩して議論を進めたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先程、第7条の説明会への補佐人の出席の問題について議論をしてみましたけれども、岩永委員の提案のとおり、この第6条第3項に、第7条の規定をそのまま謳うということで決定をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは次に、第8条の委任事項ですが、これを第7条に繰り上げをお願いをしたい
と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように修正をしていきたい。したがって様式についてもその
部分の変更がありますので、これについてはその変更した部分にまた新たに修正をか
けたものを議員の皆さん方にはお配りをしたいと。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように取り扱いをさせていただきます。

あと、倫理条例逐条解説案というふうにしております。前配ったやつはこの解説のと
ころを四角の枠で囲んだりしておったんですが、条例を四角で囲んで、その下に第1条
の趣旨は何、それから解説と、そういうやり方にしてみました。そしてこれは今、議会
基本条例の逐条解説文がありますけれども、それと同じような形で逐条解説案というの
をつくってみました。とりあえず条例はこの前決定をされましたのでその解説文です
ので、もうここでまた今日はこの第1条から全部ということじゃなくて、とりあえず皆さ
ん方お持ち帰りいただいて、この解説、あるいは趣旨でいいのか、こういったところを
もう一度読み込んでいただいて、次回の議会運営委員会でまた議論したいと思いま
す。それと政治倫理条例につきましては6月14日の本会議で決定をいたします。20日
以内に公布するというふうになっておりますが、現在まだ公布はしておりませんので、こ
れは総務部の方で対応するということですので、事務局の方としてはいつぐらいに公布
予定なのかということについては1つ念を押して確認をしていただきたいと思いま
す。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

さっき60日以内の件がちょっと出されて、そこがまだ確認できてなかったんで、そ
れをどうするかというところをちょっと確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

先程、事務局から提案がありました第2条審査請求の第2項の審査請求が行われる日
前60日以内、この60日というのがいいのかということについても一度皆さん方の意
見を聞きたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。60日以内という第2条2項についてはそのまま

やっておく。そして、様式第1号の記入上の注意の2番目「署名は、」のあとに審査請求が行われる日前60日以内に行われたもので、議員の選挙権を有する町民に限ります。ということで、第2条2項と同じ規定をここに入れ込みたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これで倫理条例施行規程関係については終わりたいと思います。

次に事件番号3の町政50周年記念事業についてということで載せております。これはこの前の議会運営委員会で、議長の方から議会運営委員会でとありましたけれども、広報広聴常任委員会からも1人入れた方がいいだろうと、全ての委員会から代表がきてできるということになるので、そういうふうにしたいということであります。今日、饗庭委員長がここには呼んでおりませんが、正式にこれを議題とするときには今度御案内をするというふうにしたいと思います。それで今日は、どういうものが記念事業としてふさわしいのかということについて、皆さん方の御意見を賜りたいというふうに思っております。私なりに調べてみましたところ、例えば50周年記念誌ですね。雑誌の発行というのがあります。それから記念紙の紙の方、議会だよりにちょっと気の利いたようなところを出しとると。あるいは50周年の記念議会だよりと。そういうものもやった所があります。それが形に残るものですが、形に残らないものとしては、例えば記念の子ども議会とか、そういったもの。あるいは記念の議場コンサートとか、いろんなものが調べてみればあります。だからそこら辺について皆さん方が、基本的にやっぱり任期中に迎えるわけですよ、50周年は。だから行政の記念事業としては年度内にやるもの、年内にやるもの、年明けてからやるもの、いろいろ多分計画をされておると思います。議会の記念事業としてはやっぱり年度内に終わると。それが筋じゃないかなというふうに思っております。まずそこら辺について皆さん方の意見を聞かせていただきたいと思います。どなたからでも結構です。

安部委員。

○委員（安部都委員）

委員長が言われましたように、議場でのコンサートはいいんじゃないかなというふうに思います。例えば東京都の八王子市なんかは毎回、議会が始まる前に議場でのコンサートを行ってるんですね。それは市民の方達にそれぞれ参加をしていただいて、市民の方達がそれぞれ30人でも50人でも合わせてコンサートを行った。そして傍聴者もかなり多いというところで、やっぱり町民を交えて、このコンサートでもよろしいですし、専門家というか、それなりの方達が来ていただくと、音楽の専門家に来ていただいてもよろしいですし、そのところは皆さんが議場に訪れていただいて知っていただく、そういうところの催しもいいかなというふうに思っています。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

確かに今、安部委員がおっしゃったようにコンサート等をやっている所というのは結構継続的に年に1回とか、年度当初に継続的に行っている所はあるので、私としては記念誌の発行というのは確かにいいなと思うんですが、ちょっと聞きたいのが予算は余りないというか、予算はどこから出るのか、議会費から出るのか、それで賄えるような記念誌というのが出せるかですよね、出したいなと思っても。そこはどうなのでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

予算の関係はどう。

谷本局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

50周年記念に関しては特別な予算というのは現在のところは取ってはおりません。そして、先程から幾つか委員長の方からこういったことしたらどうだろうかということでお話がありましたけど、実は議員の方に以前提案をお願いしたところ、お1人だけちょっと提案がございまして、それを50周年記念で50年後の未来についてということで議員の方に語っていただいて議会だよりのページ数を若干増やして、特集を組んではどうだろうかということだったんですよ。もう少し詳しくお尋ねしましたら、ちょうど議会だよりの100号記念というのがあったときに議員の皆さんが座談会みたいなことをやられて、そのことが記事に載ってるような状況だったので、こういったことを参考にしようかというのが今のところは1件御提案があつてということなんです。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

先程の予算ですけれども、補正予算というか、それで上げられると思うんですよ。だからそういう方向しかないんです、予算はですね。恐らく今の予算はもう限定されていますので、流用するとしてもちょっと難しいところがあるかもしれません。そのところは事務局で検討していただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに記念事業とすれば、執行側の方は初めから予算も組んでおりましたけれども、議会としては無かったというふうに私も思っております。ただ、やっぱり基本的にやっぱり議会も50年ですから、やっぱり記念になるものを何とか残したいというふうに私自身考えておりますので、今局長が言った、そのときに迎えるに当たって在籍した議員達が50年後の、しかも我々高齢者は50年後の未来を語ってももうおらんというそういう問題もありますし、逆に言えば、町民の皆さんからそういうものを募集して議会だよりに載せるということも、また1つの方法でもあろうと思います。これについては、とりあえずよその30周年とか50周年とか、今100年というのが出ましたけど、

どういふものがあるかということについて事務局に調べていただいて、参考にしながら今度協議を進めていきたい。これももうゆっくりはされんわけですよ。いずれにしてもそういう漠然と今こういうものがあるということだけで、具体的なものがないので、皆様方も意見を出しにくいということも私も理解しておりますので、次回そういうものを具体的に協議を進めていくというふうにしていきたいと思いますが、それでよろしいですか。ではそういうふうにして、事務局は1つそういう事例をネット等で調べて、次回の会議に提案をしていただくというお願いをしておきたいと思います。

議長。

○議長（内村博法議員）

これは案ではなくて時期の問題がちょっとあるものですから、もう我々の任期が3月までですけれども、実際に行うとしたら1月か2月しかないんです。1月1日に50周年を迎えるわけです。だからやるとすれば1月も2月の時期に限られてくるんじゃないかなということで、その辺りちょっと念頭に置いてやられた方がいいかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

回しますので見て下さい。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開をいたします。次回事務局の方でいろいろ資料取り揃えて、そういった中から選択をしながら、やっていきたいと思います。

それともう1点その他になりますけれども、議会運営委員会の行政調査、これについてはこの前7月30日から8月4日までの週、その週にやったらどうかということでおおよその御意見は決めてそれでいいということだったんですが、事務局の方で8月1日、2日、3日ということで案が示されておりますけれども、特段皆さん方は問題ありませんか。いいですか皆さん、8月1日から3日までということで、これでさせていただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これにつきましては一応、議会改革関連のそれぞれ進んだ所ということで事務局に示しておりましたところ、東京都の町田市議会、多摩市議会、茨城県の取手市議会、それから嵐山町はどこやったかな、埼玉、神奈川県の下田市、東京の武蔵野、そういう所がありますので、ここら辺の中からちょっと整理をして、次回これもやりたいと思います。とりあえず8月1、2、3ということで期限を御決定をいただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次回の決定をしたいと思います。事務局も今週 27 日から総務文教常任委員会が所管事務調査に行きますので、来週は県下の議員研修会とかありますよね。9 日の週どうですか。7 月の第 2 週、9 日か 10 日、そしたら 12 日は、9 はだめですか。議長たちも 9 日 OK ですね。9 日で行きます。月曜日いいですか。それでは次回を 7 月 9 日月曜日 9 時 30 分から行います。よろしいですね。ではそのように決定をさせていただきます。

これで本日の議会運営委員会を終わります。お疲れ様でした。

(閉会 16 時 11 分)